

## 奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)についてのお知らせ

別紙のとおり、北海道が、私立高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

支給の対象となるのは、7月1日現在、保護者等が北海道内に住所を有する世帯であって、生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者等(親権者)全員分の令和4年度「道民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税(0円)の世帯(家計急変世帯を含む)です。

当該給付金の受給を希望される方(すでに早期給付等で申請済みの方を除く)は、「奨学のための給付金受給申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、9月7日(木)までに、札幌光星高等学校事務室に提出してください。受給対象者であっても、申請手続きをしないと奨学のための給付金を受給することはできません。

※ 家計急変については随時受け付けますので、速やかに必要書類を提出してください。申請時期によって支給額が変わります。家計急変世帯の必要書類等の詳細については、「令和5年度 奨学のための給付金(別紙) ◎家計急変世帯への支援について」(別添4 制度のご案内)をご覧ください。

なお、令和5年7月1日現在の状況での申請になりますので、申請書の日付(提出日)は、7月1日またはそれ以降としてください。

必要書類	非課税世帯	生活保護世帯	備考
① 申請書(両面) 【様式第1号の1】	○	○	必ず両面印刷・記入してください。 (家計急変世帯は【様式第1号の2】)
② 口座振替申出書 【様式第2号】	○	○	申請者(保護者等)の名義の口座に限ります。
③ 生業扶助受給証明書【別紙様式第2号】、または、生活保護受給証明書等	/	○	2023年(令和5年)7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる証明書(コピー可)
④ 「令和5年度道民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税であることが確認できる書類	○	不要	保護者全員分の下記いずれかの書類(コピー可) ・ 個人番号カード等(写)貼付台紙 ・ 非課税証明書 ・ 課税証明書、所得(市・道民税)証明書 ・ 職場からもらう「給与所得者の市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書」 ・ 納税通知書
※ 省略できる場合につき、下記欄外参照			
⑤ 健康保険証等の写し(コピー)	○ 該当する場合のみ	不要	令和5年7月1日時点で「15歳(中学生を除く)以上23歳未満」の扶養されている兄弟姉妹全員分の写し(コピー)が必要です。 国民健康保険等、書類上、扶養していることが確認できない場合は、「⑥扶養申立書」をあわせて提出してください。
⑥ 扶養申立書 【別紙様式第2号】	△ 該当する場合のみ	不要	

※ 上記の必要書類について、下記(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合、「①申請書」の裏面(3)の「奨学のための給付金における所得判定に限って、個人番号による課税情報の取得又は就学支援金のオンライン申請による自己情報取得APIの活用により取得・提出した税情報を利用することに同意します。」にチェック(✓)することにより、④の書類の提出を省略できます。

(ア) 就学支援金で紙申請により個人番号カード(等)貼付台紙を提出したことがある場合

(イ) 就学支援金でオンライン申請により当該年7月収入状況届出等を自己情報で提出していた場合

以上

2023年8月28日 札幌光星高等学校 事務室 落合